

令和3年 第7回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和3年7月26日(月) 午後1時30分～午後2時52分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第5号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和3年第7回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、本日の総会は成
立いたしました。

次に、日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、

議長から指名することに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

それでは、6番白石隆委員・11番橋本一男委員、両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、会務の報告をいたします。

令和3年6月25日開催の第6回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係4件、5条関係26件につきまして、令和3年7月16日付で許可書を交付しました。

現況証明の6月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付しました。

一般社団法人群馬県農業会議第6回通常総会が6月29日に前橋市のJAビル1階大ホールで開催され、竹内会長が出席いたしました。

令和3年度西部農村女性会議役員会が7月7日に高崎合同庁舎で開催され、上原恵美子委員が出席しました。

第4回常設審議委員会が7月16日に前橋市のJAビルで開催され、竹内会長が出席しました。

報告は以上です。

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年7月26日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第4条の申請は、議案書1ページ記載の2件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

1番。

1番委員

1番です。営農型太陽光発電の農地転用の更新案件なのですが、本人の

いろいろな話を聞いたのですけれども、これの1, 500平米のうちの0.42平米の更新ということなのですけれども、太陽光発電の下は野菜等も作っていきまして、また収益も収量も若干上がってきているということで、そんなことを本人も申しております。そういう関係で、特に問題はないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 3番。

3番委員 3番です。農地法第4条の1番の案件ですが、始末書添付ということで、3種農地であります。周りが全部ほとんど住宅地でありまして、問題ないところであります。よろしく願いします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番の1件、3班に2番の1件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち、番号2番は8番委員が譲受人、番号13番は9番委員が譲受人である法人の構成員となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与はできませんので、番号2番を案件1、番号13番を案件2、番号1番と3番から12番及び14番から29番を案件3として、3回に分けて審議を行います。

初めに、案件1、番号2番に対する審議に入りますが、本件は8番委員が譲受人となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、8番委員の退室を求めます。

(8番委員退場)

議 長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか

ら審議のうえ議決願いたい。

令和3年7月26日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、7月20日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第5条、案件1の申請は、議案者2ページ記載の2番の1件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。ただいまの第2号、農地法5条の2番ですが、こちらは周辺は譲渡人の〇〇さんの宅地に囲まれておりまして、周辺農地への影響はないと考えられます。ご審議の参考をお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号、案件1、番号2番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に2番の1件、以上1件を付託します。

ここで8番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(8番委員入場)

議長 次に、案件2、番号13番に対する審議に入りますが、本件は9番委員が譲受人である法人の構成員となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、この間、9番委員の退室を求めます。

(9番委員退場)

議長 それでは、案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条、案件2の申請は、議案書3ページ記載の13番の1件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

案件2について意見のある方はお願ひします。

8番。

8番委員 8番です。こちらは〇〇に2つの保育園があるのですけれども、それを1つに統合するという事で候補地を探しておりました。この農地が車の送迎とか、園児の送迎とか、そういうものに対しても十分対応できる、安全が確保できるということで、この地に保育園、こども園を造ることになりましたので、申請をしたということでございます。隣に与える影響もないと考えますので、審議の参考にしてください。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号、案件2、番号13番については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に13番の1件、以上合計1件を付託します。

ここで9番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(9番委員入場)

議長 次に、案件3を議題とします。番号1番と3番から12番及び14番から29番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条、案件3の申請は、議案書2ページから6ページ記載の1番及び3番から12番並びに14番から29番の27件及び議案書7ページ記載の計画変更1件の計28件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法5条の関係ですが、数がたくさんありますので、一つずつ潰していきたいと思います。

まず、11番と12番なのですが、こちらはもともと1つの田んぼを2つにわぎと分筆して、開発許可を免れるような申請の方法をしているので、あまり快く思っていないのですが、周辺は宅地と道路に囲まれた土地でありまして、周辺農地への影響はありません。また、その周りもほぼ宅地になっていますので、こちらは仕方ないのかなど。ただ、やり方としては、あまり賛成できません。繰り返し申し上げさせていただきます。

続きまして、15番になります。こちらは始末書が出ているように、もう既に家が建っておりますので、周辺に農地はありません。

続きまして、17番です。こちらは、場所は〇〇さんの南側になるのですが、場所的には〇〇さんの建物と〇〇さんの奥にある駐車場と道路に挟まれたようなところで、隣の土地はあるのですが、そこは〇〇さんが既にソーラーをやっているため、周辺に農地は存在しませんので、周辺農地への影響はありません。

続きまして、19番です。こちらは、南側が通路で、東側が宅地で、西側には畑が残っているのですが、家庭菜園をしているといえはしているのですが、花木が茂っているようなところでありまして、特に周辺農地への影響はないと考えられます。

続きまして、21番です。こちらも既に宅地として使用されていまして、周辺に宅地はありません。農地への影響はありません。

続きまして、23番と24番、これは同じ会社で同じ譲渡人なのですが、土地がちょっと離れているので、分けて申請を出されているようです。23番に関しては、入り口が非常に狭くて、私の記憶では以前にちょっとここ、一度何かあったような記憶があるのですが、うろ覚えで申し訳ありません。事務局に確認しましたら、入り口は2メートル以上の幅があって、建物が1軒なので、これは建築法上問題ないということで、この申請は周辺農地への影響はありません。

以上、審議の参考をお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案第 2 号、農地法第 5 条関係の 1 4 番の 1 件でございます。

この案件は、〇〇という部落の西側に当たります。南には、〇〇と〇〇がございまして、〇〇というところで、これで面積は大きいのでございますが、3 種農地ということで問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

3 番。

3 番委員 3 番です。農地法第 5 条の 8 番、1 6 番、2 0 番です。

まず、8 番です。これは、〇〇 1 8 号の〇〇のすぐ下の〇〇の西の狭いところの場所で、こんなところに畑があったかなと思うところなのですけれども、3 種農地で問題ないものであります。

1 6 番です。1 6 番は、1 8 号の〇〇の歩道橋のちょっと西にある〇〇の南の場所でありまして、これも 3 種農地であります。周りは住宅地で、これは問題ないということで、これも 3 種農地です。

あと、2 0 番です。2 0 番も今の 1 6 番の歩いて 3 分ぐらいのところかな。同じところで、〇〇の東の場所でありまして、これも 3 種農地でありまして、周りが住宅でありまして、問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案 2 号の 5 条の 6 番と 2 6 番になりますか。

まず、6 番ですけれども、年齢も 9 3 歳、何もできないということでご夫婦でいるのですけれども、太陽光以外にないということで、草は何とかきれいに刈ってあります。2 種農地でありますし、特には問題はないのではないかと思います。よろしく願いいたします。

それから、2 6 番です。竹が生えたりシノが生えていましたり、どうにもならない土地であります。これも譲渡人が体調を崩してしまっていて、もう農業はできないということで太陽光にしたいということですので、2 種農地でありますし、特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。議案第 2 号、農地法 5 条関係の 3 番、1 件です。

太陽光発電用地への転用申請ということで、現地は放棄地状態で雑草に覆われ

ておりまして、雑木も生え始めている状況です。東側の住宅地と西側の山林の間に挟まる残地のような土地で、既に建設されている送電線の鉄塔に占拠されている一角でございまして、多少使いづらい土地だと。隣接する農地は僅かで、作物の作付もされていないような状況です。施設用地として許可後の影響も特にないかと考えておりますので、よろしくお含みおきいただきたいと思っております。お願いいたします。

議長 ほかにございますか。

13番。

13番委員 13番です。農地法第5条関係の1番です。

申請地は〇〇、〇〇の入り口、〇〇に位置しておりまして、今空き家になっているドライブイン宅地と宅地の間にある小面積で、北側は山林が迫っておりまして、ほかの農地に及ぼす影響はないと思われまますので、よろしく願います。

議長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第2号、農地法第5条の18番並びに28番、29番の3件です。

18番につきましては、この面積が1坪3.3平米ということで、東側が駐車場用地、南側は県道が通っております。西側が宅地で、そのうちのコバにこの土地が存在しておりますので、その奥にある受け人が買上げということでございまして、問題ないかと思っております。

それと、28番ですが、太陽光発電用地ということで、〇〇さんの第1工場と第2工場間の駐車場の北側。その北側については、県道が走っておりまして、東側は29番の農地と隣接するわけですが、29番も、これも西と東で隣接する土地でございまして、条件は同じ場所であります。29番については、東側が〇〇さんの駐車場、西側が28番の農地ということで、29番につきましては資材置場になりますが、これも北側が県道で、県道との間に雑種地があるわけですが、これと併せて転用ということになるようなので、特に周辺農地には問題はなかろうかと思う案件でございまして、よろしく願います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第2号、農地法5条関係の5番でございます。

こちらは、〇〇の南側になります。〇〇を挟んだ南側ということでございまして、北斜面なのですけれども、自分の個人の所有地を会社のほうに賃貸するというでございまして、すぐ隣には、今まで従来から、そのところを駐車場とか資材置場に使っていた。それをちょっと拡張するというで、始末書が出ておりますけれども、周りに与える影響はないと考えられますので、審議の参考にしてください。よろしく願いいたします。

議長 ほかにごございますか。

15番。

15番委員 15番です。農地法5条の規定による許可申請の9番、10番、22番になります。

9番、10番は同一の受け人で、同時の申請になります。場所的には、住宅地のはざまに入った畑になります。北側が道路で、北と西が道路になっております。ほかの農地とは隣接しておりませんので、特に問題はないと思われまして。それと、22番ですが、2月に申請がありまして、不許可といたしました。不許可理由が耕作に影響があるのと、農地を分断するというで不許可とさせてもらったと思います。連合審査の結果も不許可でした。今回は耕作者と土地の持ち主、地主さんの承諾書をつけて、再申請という形で上がってきました。2種農地ということであり、特に不許可にする理由がなくなりましたので、一応報告をさせていただきます。

以上です。

議長 ほかにごございますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第2号、5条関係の27番でございますが、この土地は昨年12月の農振会議において除外されているところであります。ここは北西に市道、農免ですか、通りまして、西側は隣の畑と市道が走っております。東側は畑、これも大分荒れておるのですけれども、そのほかに山林に接しているところであり、特に問題はないと考えられますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにごございますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から、農地法第5条関係の4番と7番と25番を説明させていただきます。

まず最初に、4番ですが、この場所については、前回のときに許可をいただいたその西側の土地でございます。ここも宅地化が進んでいるところで、問題ないと思われま

す。それから、7番については、この場所についてはちょうど宅地を1つ置いて畑があるのですけれども、この畑はそんなに使っていないで、今東側については管理はしているのですけれども、耕作をしていない。そういう土地でございます。ここのところは問題ないと思われま

す。それから、25番については、前に農振の除外が出たところでございます。ここについては、前にも申請が出されたところの場所の隣でございます。ここは2種農地ですけれども、ほかの農地には影響ございませんので、よろしく願いします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号、案件3、番号1番と3番から12番及び14番から29番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に20番から29番の10件、2班に9番から12番及び14番から19番の10件、3班に1番及び3番から8番の7件、併せて計画変更1番の計8件、以上合計28件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:14)

(書類審査)

(再開午後 2:33)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、各班から報告を求めま

す。

1班。

1班班長 5番です。一班に付託された議案第1号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第1号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号、案件1、番号2番に対する審議に入りますが、本件は8番委員が農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、8番委員の退室を求めます。

(8番委員退場)

議 長 それでは、議案第2号、案件1、番号2番の審査結果について、3班の報告を求めます。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第2号、5条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号、案件1に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号、案件1、番号2番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、案件1、番号2番、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

ここで8番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(8番委員入場)

議長 次に、議案第2号、案件2、番号13番に対する審議に入りますが、本件は9番委員が農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、9番委員の退室を求めます。

(9番委員退場)

議長 それでは、議案第2号、案件2、番号13番の審査結果について、2班の報告を求めます。

2班班長 10番です。2班に付託された議案第2号、農地法第5条関係、案件2、13番について、審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号、案件2に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号、案件2、番号13番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手多数。

議長 挙手多数であります。

よって、議案第2号、案件2、番号13番、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

ここで9番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(9番委員入場)

議長 次に、議案第2号、案件3、番号1番と3番から12番、14番から29番に対する書類審査結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 5番です。1班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、20番から29番の10件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 10番です。2班に付託された議案第2号、農地法第5条関係、案件3、9番から12番及び14番から19番の10件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第2号、農地法第5条関係、案件3は、1番及び3番から8番の7件と、計画変更1番の計8件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号、案件3、番号1番と3番から12番及び14番から29番に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号、案件3、番号1番と3番から12番及び14番から29番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、案件3、番号1番と3番から12番及び14番から29番、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第3号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和3年7月26日、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市松井田町小日向字上野2316番1ほか3筆。下限面積、1アール。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年7月26日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書9ページ記載の11件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。
次に、日程第7、議案第5号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められたので、審議願いたい。
令和3年7月26日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
農用地利用配分計画（案）は、議案書10ページ記載の2件です。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。
本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。
以上で議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして令和3年第7回安中市農業委員会総会を閉会します。慎重審議ありがとうございました。

時に午後 2時52分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和3年7月26日

安中市農業委員会会長

6番委員

11番委員